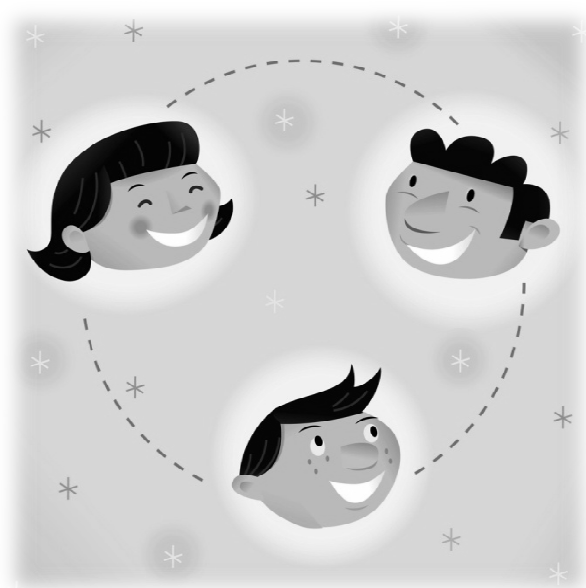


階上町男女共同参画 推進プラン

“自分らしく”
男女がともに輝けるまちをめざして



平成24年3月
青森県階上町

目次

計画策定の趣旨	1
基本理念	1
計画の性格	1
計画の期間	1
計画の体系	2
基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識づくり	3
基本方針	3
重点目標	4
基本目標2 男女がともに参画できる環境づくり	5
基本方針	5
重点目標	6
基本目標3 男女がともにいきいきと暮らせる環境づくり	7
基本方針	7
重点目標	8
基本目標4 男女がともに人権を尊重する環境づくり	9
基本方針	9
重点目標	10

1. 計画策定の趣旨

この計画は、男性や女性に関係なく、それぞれの持つ個性や能力、価値観を認め合い、家庭・地域・職場など社会のあらゆる場面で共に支え合いながら安心して暮らせる社会の実現を目指し、男女共同参画社会を実現することを目的とし策定するものです。

2. 基本理念

1999年(平成11年)に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の形成とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

町の施策は、地域における町民生活に対して密接なかかわりをもつことから、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を尊重しつつ、男女共同参画の視点に立って、21世紀における豊かな活力ある地域社会の創造を目指すことが重要となっています。

町民一人ひとりがお互いを尊重し合い、個人の能力と個性を發揮しながら、自分らしく多様な生き方を可能にする男女共同参画社会を目指して、基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

“自分らしく”男女がともに輝けるまちをめざして

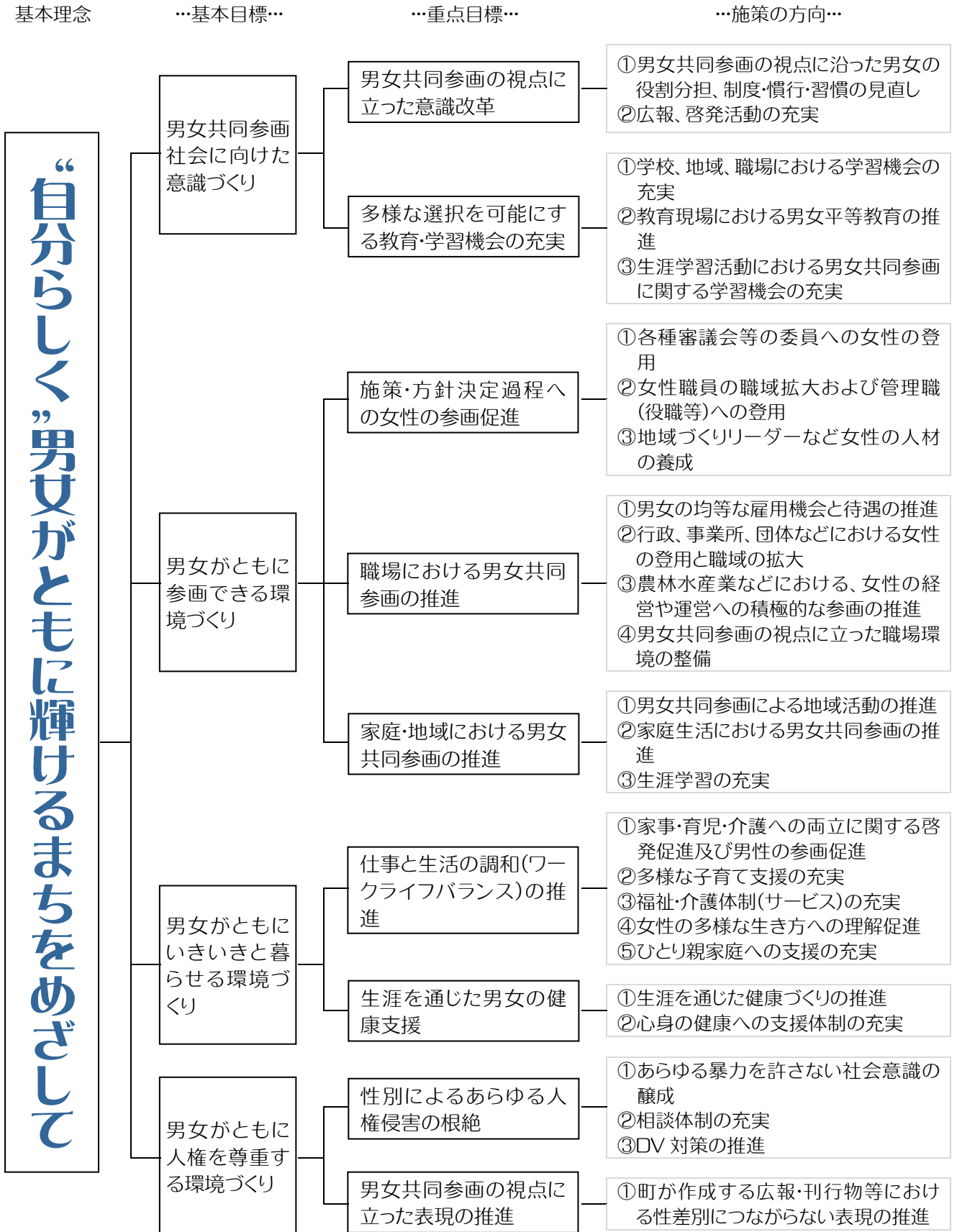
3. 計画の性格

この計画は、1999年(平成11年)に制定された「男女共同参画社会基本法」の趣旨を尊重し、階上町が男女共同参画を推進するための計画です。また、「階上町総合振興計画」や「新あおもり男女共同参画プラン21」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の形成に関して総合的かつ計画的に講ずべき施策について体系化し、今後の方向性を定めていくものです。

4. 計画の期間

この計画の期間は、2012年度(平成24年度)から2021年度(平成33年度)までの10年間とします。また、計画の期間中であっても国内外の状況や社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の体系



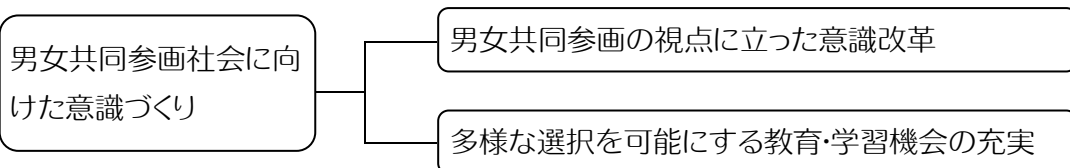
基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

基本方針

一人ひとりの人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして、自らの意志により社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会*の実現が求められています。

しかし、性別による固定的な役割分担*に基づく意識が依然として残っており、リーダーや役員等の役割には男性が、家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動等の役割には女性が中心となって担っている現状が多く見られます。

そのため、家庭や地域などのあらゆる分野で、また、子どもから高齢者までのあらゆる世代で、『性別にとらわれない一人ひとりの個性を尊重する』意識づくりを行うことが重要です。また、学校教育・社会教育において、基本的人権を尊重する教育、男女平等の教育を推進し、男女が対等な立場であらゆる分野に参画するための意識づくりを目指します。



男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、また、ともに責任を担う社会のことをいいます。

性別による固定的役割分担

「男は仕事、女は家庭」に表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担しあうのが自然だとする固定観念をいいます。

■重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革

性別や世代にとらわれない男女の多様な活動イメージを社会に浸透させるため、男女共同参画に関する啓発事業や町民が学習できる機会の提供を通して、家庭や地域などあらゆる分野における男女共同参画の意識の向上を図るとともに、男女共同参画に関する広報・啓発に積極的に取り組み、意識の向上を図ります。

[施策の方向]

- ①男女共同参画の視点に沿った男女の役割分担、制度・慣行・習慣の見直し
- ②広報、啓発活動の充実

■重点目標2 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

男女平等についての価値観や意識は、幼少期や学校、家庭、地域の中で次第に培われていくものであることから、生涯の各時期や地域、職場など、男女共同参画に関する教育・学習の機会や情報を提供することが必要です。

[施策の方向]

- ①学校、地域、職場における学習機会の充実
- ②教育現場における男女平等教育の推進
- ③生涯学習活動における男女共同参画に関する学習機会の充実

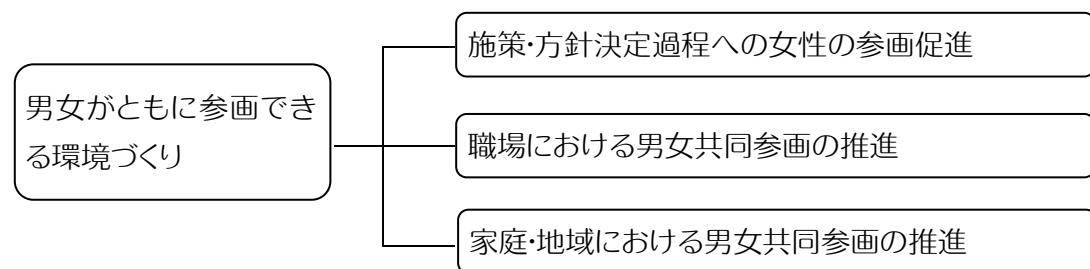
基本目標2 男女がともに参画できる環境づくり

基本方針

わが国の社会情勢は、少子高齢化、高度情報化、地方分権など大きな転換期を迎えており、まちづくりにおいてもこれらを踏まえた新たな視点での取り組みが必要となっています。

安全で快適な地域社会を築いていくためには、さまざまな世代の男女が共にそれぞれの視点から参画し、価値観を反映させていくことが不可欠です。

このような状況を踏まえ、いまだに根強く残る固定的な性別による役割分担の意識を見直し、政治や経済の分野だけでなく日常生活などのあらゆる分野において、政策や方針を決定する過程への女性の参画を推進し、男女が共に参画する地域づくりを目指します。



■重点目標1 施策・方針決定過程への女性の参画促進

議会議員や審議会委員、管理職など政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会実現に向けた社会システムづくりの根幹をなすものです。

あらゆる分野への女性の参画が拡大するよう、女性のエンパワーメント*支援が必要です。

[施策の方向]

- ①各種審議会等の委員への女性の登用
- ②女性職員の職域拡大および管理職(役職等)への登用
- ③地域づくりリーダーなど女性の人材の養成

女性のエンパワーメント

女性が自らの意思と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいいます。

■重点目標2 職場における男女共同参画の推進

女性が働くにあたって、その能力を高め、十分に能力を発揮できる環境をつくることは、女性だけではなく、活力ある社会を形成するためにも重要です。

性別に関わりなく、個人の能力に基づいた雇用環境と、働く女性が子どもを産み育てることができる環境の整備が必要です。

[施策の方向]

- ①男女の均等な雇用機会と待遇の推進
- ②行政、事業所、団体などにおける女性の登用と職域の拡大
- ③農林水産業などにおける、女性の経営や運営への積極的な参画の推進
- ④男女共同参画の視点に立った職場環境の整備

■重点目標3 家庭・地域における男女共同参画の推進

ボランティアや環境保護、自治会など、生活に関わりの深い地域活動に男女が共に問題意識を持ち、積極的に参画することが強く求められています。

[施策の方向]

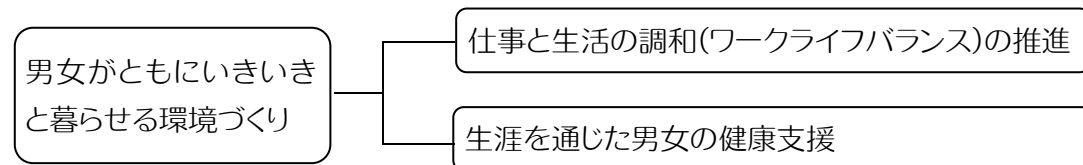
- ①男女共同参画による地域活動の推進
- ②家庭生活における男女共同参画の推進
- ③生涯学習の充実

基本目標3 男女がともにいきいきと暮らせる環境づくり

基本方針

社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、人々の暮らし方や生き方は、これまでになく選択肢が広がりました。また、結婚や家族に対する意識が変化し、離婚の増加や結婚によらない家族などもみられます。このようなことから、不利益を被らない社会の仕組みを構築するとともに、様々な困難を抱える人を支援する環境が必要とされています。

また、いきいきといつまでも男女がともに暮らしていくためには、心身ともに健康に生きることができる環境の整備が必要です。



■重点目標1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。同時に、家事・育児、近隣とのお付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ人生の生きがい、喜びは倍増します。(内閣府:「ワーク・ライフ・バランス憲章」より)

男女一人ひとりの生き方が多様化する中で、男性も女性とともに家族としての責任を担い、また社会がこれを支援していくことが重要となっています。

男女がともに職業生活や地域生活、家庭生活を両立でき、安心して育児や介護などができる環境の整備が必要です。特に男性については、これまでの働き方を見直し、職場・家庭・地域のバランスのとれた生き方への支援が求められています。

子どもを健やかに育てるためには、子育ての孤立化や不安の解消を図るための多様な支援が必要です。また家庭のあり方も多様化し、ひとり親家庭にあっても安心して暮らすことができるよう支援するとともに自立への支援が必要です。

[施策の方向]

- ①家事・育児・介護への両立に関する啓発促進及び男性の参画促進
- ②多様な子育て支援の充実
- ③福祉・介護体制(サービス)の充実
- ④女性の多様な生き方への理解促進
- ⑤ひとり親家庭への支援の充実

■重点目標2 生涯を通じた男女の健康支援

女性と男性が互いの身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境を整えることが必要です。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*(性と生殖に関する健康と権利)」の考えを普及するとともに、生涯の各時期に応じた健康の保持・増進を推進するための支援が必要です。

[施策の方向]

- ①生涯を通じた女性の健康づくりの推進
- ②心身の健康への支援体制の充実

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

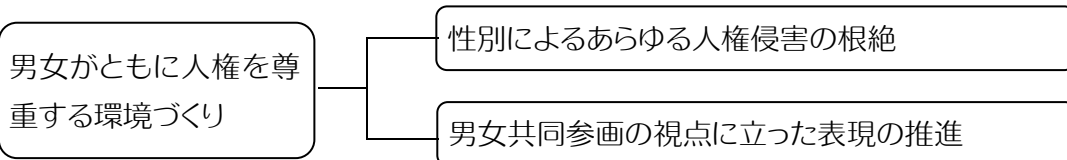
個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されることをいいます。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠、出産、子どもが生まれ育つことなどが含まれています。

基本目標4 男女がともに人権を尊重する環境づくり

基本方針

ドメスティック・バイオレンス^{*}やセクシュアル・ハラスメント^{*}、パワーハラスメント^{*}などの暴力は、人権を直接に侵害するものであり、被害者に深刻な影響を与え、平和な社会を脅かすものです。被害者に対する支援体制を充実させ、女性に対する暴力を許さない環境作りを進めるとともに、男女の人権が推進される社会の形成に努めます。

また、メディアが発信する情報は、人々の意識や行動に大きな影響を与えます。行政から発信する様々な情報も男女共同参画の視点に立ち、差別につながる表現や情報を改善するなど情報発信における男女共同参画を推進します。



ドメスティック・バイオレンス

パートナーからの暴力をいう。広義では女性、子ども、高齢者、障がい者など家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的なニーズのはく奪、性的虐待」を指す。単に殴る、蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、無視する、行動を制限するなど心理的に苦痛を与えることも含まれます。

セクシュアル・ハラスメント

いわゆる「セクハラ」、性的嫌がらせをいいます。相手の意に反した性的な発言や行動、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれます。性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為であることを正しく認識する必要があります。

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

■重点目標1 性別によるあらゆる人権侵害の根絶

ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者・パートナーからの暴力)や職場を中心としたセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメントなどの暴力は、精神的・身体的苦痛を与え、個人の尊厳を害するとともに、男女平等の実現の妨げとなっており、これらの暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置づけられています。

DV やセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等を未然に防ぐための方策や被害者の支援体制の確立等、人権侵害の根絶に向けた総合的な施策が求められます。

また、関係機関との連携体制を確保し、安心して相談できる体制を確立する必要があります。また、サポート体制についても広く周知し、被害者が何らかの相談を行うよう促す必要があります。

[施策の方向]

- ①あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成
- ②相談体制の充実
- ③DV 対策の推進

■重点目標2 男女共同参画の視点に立った表現の推進

情報通信の高度化が進む中、メディアによってもたらされる情報が、人々の意識や行動に及ぼす影響はますます大きくなっています。

町が発行する広報紙をはじめ、様々な刊行物等についても、男女共同参画の視点に立ち、性差別につながらない表現・情報提供に努めることが必要です。

[施策の方向]

- ①町が作成する広報・刊行物等における性差別につながらない表現の推進



階上町男女共同参画推進プラン 平成24年3月

発行 青森県階上町(はしかみちょう)

編集 総務課

〒039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平 1-87

TEL 0178-88-2112/FAX 0178-88-2117

ホームページ <http://www.town.hashikami.lg.jp>